

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

岐阜県銘木協同組合

平成19年2月20日制定

平成19年2月20日公表

第一 目的

本実施要領は、当組合が平成19年2月20日に制定し、公表した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」(以下「行動規範」という。)で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」(以下「実施要領」という。)の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

第三 事業認定申請書の提出

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「事業者認定申請書」を当組合へ提出しなければならない

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当組合は、本実施要領に基づく事業者の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会の運営に関する事項は、別に定める。
- 3 当組合は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- 1 合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)とそれ以外の木材・木材製品(以下「非証明材」という。)を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- 2 入出荷、加工、保管の各段階において証明材と非証明材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- 3 証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握出来ること。
- 4 関係書類(証明書を含む。)を5年間保存すること

(責任者の選任)

5 本取組の責任者が1名以上選任されていること

第六 事業者認定書の交付及び公表

1 当組合は、認定事業者に対して、別記2で定める「事業者認定書」を交付すると共に、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号、認定年月日を当組合ホームページ等に公表するものとする。

2 事業者認定書の有効期限は、認定の日から3年とする。

第七 証明書の発行

1 認定事業者は、証明材の出荷に当たって、証明書を作成し、出荷先へ引き渡すものとする。

2 証明書の様式は、別記3で定める「合法性・持続可能性証明書」によるものとする。

ただし、既存の納品書等に別記3と同等の事項を追加記載することで証明書に替えることが出来るものとする。

第八 取扱実績報告及び公表

1 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」の様式により、使用証明材の取扱等に係る前年度 実績を、毎年6月末までに、当組合に報告しなければならない。

2 当組合は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

当組合は、必要に応じて、認定事業者による証明材の取扱が適正であるか否かを検査することが出来るものとし、認定事業者は、当組合から検査を行う旨の通知をした場合は、検査に必要な情報を提供するなど全面的に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

1 当組合は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことが出来るものとする。また、悪質と認められるときは、事業者名等を当組合のホームページ等に公表するものとする。

- (1) 認定事業者から認定の取り消し申請があったとき
- (2) 証明書の記載事項に虚偽があったとき
- (3) 認定事業者が、認定事業者の認定要件に適合しなくなったとき

2 当組合は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該事業者に送付するものとする。

附則 この実施要領は、平成19年2月20日から施行する。

別記 1

事業者認定申請書

平成 年 月 日

岐阜県銘木協同組合
理事長 簗 政廣 様

(申請者)
事業者の所在地
事業者の名称
代表者の氏名

貴組合の認定を得て木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を行いたいので、「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年月日
- 2 従業員数
- 3 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 4 事業所の敷地面積、建物及び施設（土場、倉庫等）
- 5 分別管理及び書類管理の方針
- 6 その他（上記 4 は、配置状況、木材及び木材製品の保管状況がわかる写真数枚を添付する。）

別記2

事業者認定書

平成 年 月 日

様

岐阜県銘木協同組合
理事長 簗 政廣

平成 年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定申請について、当組合の事業者認定実施要領に基づき、次の通り認定します。

記

認定番号

事業者の所在地

事業者の名称

代表者氏名

認定の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

木材・木材製品の合法性・持続可能性証明書

様

(申請者)

事業者の所在地

事業者の名称

代表者の氏名

次の物件は、持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

記

- 1 樹 種
- 2 品目(注)
- 3 数量(注)

(注)

本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報(認定番号、合法性証明材である等)を追加記載することで、証明書とすることも可能です。

上記は、合法性・持続可能性を証明する場合であり、合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

品目は、丸太、製材、合板、集成材等と記載する。

数量は、商取引上の単位(m³、本、丁、枚等)毎に記載して下さい。

平成 年 月 日

合法性・持続可能性の証明された 木材・木材製品の取扱実績報告

岐阜県銘木協同組合
理事長 簗 政廣 様

(申請者)
事業者の所在地
事業者の名称
代表者の氏名

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第八により、次により合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績を報告します。

記

- | | | | |
|---------------------------|--------------------------------------|-------------------|--|
| 1 期 間 | 平成 年 4 月 1 日から平成 年 3 月 3 1 日までの 1 年間 | | |
| 2 木材・木材製品の取扱数量(総数) | 品目別入荷量 | m ³ など | |
| | 品目別出荷量 | m ³ など | |
| 3 上記2のうち合法性・持続可能性の証明されたもの | 品目別入荷量 | m ³ など | |
| | 品目別出荷量 | m ³ など | |

備 考

上記は、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の実績を報告する場合の例であり、合法性のみの場合は、持続可能性に係る記載を省略して下さい。

原木(原料)などの入荷量よりも製品などの出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記載して下さい。

数量は、単位(m³、本、丁、枚等)が異なるごとに記載して下さい。

認定事業者の認定取消通知書

平成 年 月 日

様

岐阜県銘木協同組合
理事長 旗 政廣

貴事業体については、平成 年 月 日付けで認定事業者として認定いたしましたが、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第九の規定により、平成 年 月 日付けで、その認定を取り消したので通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 事業者の所在地
- 3 事業者の名称
- 4 代表者氏名
- 5 取消の理由